

## 理容所・美容所を開設される方に

理・美容所を開設しようとする場合は、理容師法・美容師法の規定により、あらかじめ開設届を届け出て、その構造設備の確認を受けなければ、開設できません。

ついては、次の事項に注意して届出を行ってください。

なお、理・美容所関係には、次の組合があります。

広島県理容生活衛生同業組合 広島市中区河原町1-26 広島県環衛ビル 082-296-1001

広島県美容業生活衛生同業組合 広島市中区河原町1-26 広島県環衛ビル 082-296-2220

### 1 開設届

営業施設は「構造設備基準」に適合しなければなりません。

営業開始後は、「衛生上必要な措置基準」が定められていますので、十分に内容を理解の上、施設の設計・営業の準備を行ってください。

また、施設の確認検査を営業開始前に行いますので、おおむね営業開始予定日の10日程度前までに届け出てください。

なお、補助業務従事者（通信教育中の者を含む。）の業務範囲は、清掃、タオル絞り、道具整理等であり、理・美容師免許を持たない者は、染毛、洗髪等を含めて客に接する業務には従事できません。

検査手数料（令和5年4月1日現在） 16,000円

※ 開設届に所要額の手数料を納付すること。

#### 【添付書類】

診断書	従事する理・美容師全員のもの 「結核」及び「感染性の皮膚疾患 <sup>*1</sup> 」について、発行日が3ヶ月以内のもの
平面図	作業場、待合所 … 寸法を記載（内寸で記載） ※ 次のものを明示すること。 消毒設備、換気設備、手洗設備、洗い場、洗髪器、理・美容いす、スタンド式ドライヤー・セット台等の大型器具、ワゴン、キャビネット類、既消毒・未消毒器具入れ、汚物箱、毛髪箱
施設付近の見取図	施設の位置を明示したもの
有資格者を証する書類	◆管理理・美容師資格認定講習会修了証の写し（理・美容師が2名以上従事する場合） ※ 各々修了証明書でも可。 ◆従事する理・美容師全員の理・美容師免許証の写し ※ 各々免許証明書でも可。
住民票の写し（国籍等を記載したもの）	外国人による届出の場合
登記事項証明書	法人による届出の場合

※1 感染性の皮膚疾患には、伝染性膿痂疹（トビヒ）、単純性疱疹頭部白癬（シラクモ）、疥癬等があります。

### 2 各種届

営業開始後に次の事項が生じた場合は、届け出てください。

○ **変更届**………申請書等に記載した事項を変更した場合、速やかに届け出ること。

例：営業者の氏名（結婚等による）、営業者の住所、営業施設の名称、構造設備 等

※ 開設者の変更、店舗の移動、拡張その他大幅な構造設備の変更等の場合、新規の開設扱いとなるので、必ず事前に連絡・相談を行ってください。

#### 【変更事項／添付書類】

営業者の氏名（結婚等）	戸籍抄本等を確認します。
営業者の住所	添付書類なし
営業施設の名称	添付書類なし
法人が営業者の場合の法人の名称、事務所所在地、代表者氏名	登記事項証明書

管理理・美容師の氏名、住所、従事理・美容師の氏名、登録番号、その他の従業者の氏名 （※ 雇入だけではなく解雇の場合も届出必要。）	（有資格者の雇入による変更の場合） ◆管理理・美容師資格認定講習会修了証の写し又は修了証明書 ◆理・美容師免許証の写し又は免許証明書 ◆診断書……………「1 開設届」の項参照。
構造設備	変更前後の平面図
従事理・美容師が結核、感染性の皮膚疾患その他指定の感染性疾患の有無	診断書（結核、皮膚疾患その他指定の感染性疾患に理・美容師が罹患した場合、又は当該疾患が治癒した場合）

- 廃止届…営業を廃止した場合は、速やかに届け出ること。

**【添付書類】**

確認証（営業を廃止した場合）

- 承継届……………譲渡、相続又は合併・分割により、営業者の地位を承継した場合は、遅滞なく届け出ること。

**【添付書類】**

譲渡の場合	◆営業の譲渡が行われたことを証する書類 ◆登記事項証明書（届出者が法人となる場合） ◆住民票の写し（届出者が外国人となる場合） ◆承継に係る申立書（理美容）
相続の場合	◆戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し ※ 相続人のすべてがわかるもの ◆相続人全員の同意書 ※ 相続人が承継者本人のみの場合は不要
合併・分割の場合	登記事項証明書

### 3 その他（理・美容師免許関係）

理・美容師免許及び管理理・美容師資格認定講習会修了証に関する新規申請、再交付、訂正等並びに理・美容師名簿の登録関係事務は、（公財）理容師美容師試験研修センターが行っており、次のところに相談してください。

（本部）

〒151-8602 東京都渋谷区笹塚2-1-6 JMFビル笹塚01（8F）  
（公財）理容師美容師試験研修センター 業務部（免許登録）  
電話 03-5579-6878  
ホームページ <http://www.rbc.or.jp/>

○ 構造設備基準

項目	基準
全般	区分 <input type="checkbox"/> 隔壁等により区画すること。(条例4条1項1号)
	採光 照明 換気 <input type="checkbox"/> 充分にすること。(法12(13)条3号) <input type="checkbox"/> (採光・照明) 作業面照度は100ルクス以上。(施行規則27条1号) (■300ルクス以上が望ましい。)(衛生管理要領) <input type="checkbox"/> (換気) CO <sub>2</sub> 濃度5,000ppm以下に保つことができるもの。(施行規則27条2号) (■機械換気設備を設けることが望ましい。)(衛生管理要領)
	天井 <input type="checkbox"/> じんあいの落ちない構造とすること。(条例4条1項6号)
作業場	面積 <input type="checkbox"/> 規定面積(待合所、便所、倉庫等業務に直接関係のない場所を除いた施設の内 のり面積。)を下回らないこと。(条例4条1項2号) 【理容所】 理容用いす 1台 9㎡ " 1台超, 5台以下 9㎡+ (超過台数×1.65㎡) " 5台超 15.6㎡+ (超過台数×3.3㎡) 【美容所】 美容用いす等* 4台以下 9㎡ " 4台超 9㎡+ (超過台数×1.65㎡) *美容用いす等 (美容用いす…セットいす, ドライヤーいす(ドライヤー付きいすを含む。), シャンプーいす, 美顔術いす ドライヤー…スタンド式のドライヤー, スチーマー, 赤外線ランプ等の美容用設備 セット台 …セット台, ワゴン, キャビネットであって可搬することのできる構造のもの)
	床 腰板 <input type="checkbox"/> 不浸透性材料を使用すること。(施行規則26条1号) (■清掃しやすい構造であること。)(衛生管理要領)
	洗場 <input type="checkbox"/> 流水装置とすること。(施行規則26条2号) <input type="checkbox"/> 手指, 器具等の洗浄のための洗場及び洗髪のための洗場をそれぞれ設けること。 (条例4条1項4号) (■給湯設備を設けること。燃焼によるものは, 密閉型又は半密閉型が望ましい。)(衛生管理要領)
	消毒 設備 <input type="checkbox"/> 規定の消毒方法を講ずることができる設備を設けること。(法12(13)条2号) (■消毒室が望ましい。)(衛生管理要領) 設備例: 紫外線消毒器, 煮沸, 蒸気消毒器, 薬剤消毒用器具(濃度調整等に必要なもの(容器, 計量器)) (■従業員専用の手洗い設備を設け, 手指消毒のための消毒液を常備すること。)(衛生管理要領)
	器具等の 収納設備 <input type="checkbox"/> 未消毒のもの, 既消毒のものをそれぞれ区別して収納できる設備を設けること。 (条例4条1項5号)
	その他 <input type="checkbox"/> 器具・布片は必要な数を備えること。(消毒を要する器具については, 常に消毒 済の器具が確保できる数とすること。)(条例4条1項7号) <input type="checkbox"/> 汚物箱・毛髪箱はふた付きの物を備えること。(施行規則26条3号)
待合所 <input type="checkbox"/> 作業場と明確に区分されていること。(条例4条1項3号) (作業場内を往来しないような場所であること。)	

【その他留意事項】

- 1 適当な広さの更衣等を行う休憩室を備えることが望ましい。
- 2 便所には、石鹸等を備えた専用の流水式手洗い設備を有することが望ましい。
- 3 洗い場は、使用した器具を洗浄するための器具洗い場として、器具の形状、数量に応じたものとする。
- 4 重複開設の場合、理容所及び美容所どちらの面積基準にも適合させること。
- 5 重複開設の場合、施術用椅子は、理容又は美容の一方に限定しても、両施術用として算定しても問題ない。  
ただし、一方に限定した場合、それぞれの面積基準に適合させること。

○ 衛生上必要な措置

項 目	基 準
清潔の確保	皮膚に接する布片及び器具は、清潔に保つこと。(法 9(8)条 1 号)
消毒を要する器具等	<p><b>【消毒を要する器具】</b></p> <p>1 皮膚に接する布片</p> <p>2 皮膚に接する器具(クリッパー、はさみ、くし、刷毛、ふけとり、かみそり等)</p> <p>※ 皮膚に接する布片は客 1 名ごとにこれを取り替え、皮膚に接する器具は客 1 名ごとにこれを消毒すること。 (法 9(8)条 2 号)</p> <p><b>【消毒方法(施行規則 25)】</b></p> <p>1 かみそり(頭髪切断専用のもを除く。)及びかみそり以外の器具で血液が付着しているもの(疑いのあるものを含む。)</p> <p>① 煮沸消毒(沸騰後、2 分間以上煮沸)</p> <p>② エタノール消毒(76.9~81.4%水溶液に 10 分間以上浸す。)</p> <p>③ 次亜塩素酸ナトリウム消毒(0.1%以上の水溶液に 10 分間以上浸す。)</p> <p>2 1 以外の器具</p> <p>① 紫外線消毒(<math>85\mu W</math> 以上/cm<sup>2</sup>, 20 分間以上照射する。)</p> <p>② 煮沸消毒(沸騰後、2 分間以上煮沸)</p> <p>③ 蒸気消毒(80℃以上の湿熱に 10 分間以上触れさせる。)</p> <p>④ エタノール消毒(76.9~81.4%水溶液に 10 分間以上浸す又は当該水溶液を含ませたガーゼ等で表面を拭く。)</p> <p>⑤ 次亜塩素酸ナトリウム消毒(0.01%以上の水溶液に 10 分間以上浸す。)</p> <p>⑥ 逆性石鹼消毒(0.1%以上の水溶液に 10 分間以上浸す。)</p> <p>⑦ グルコン酸クロルヘキシジン消毒(0.05%以上の水溶液に 10 分間以上浸す。)</p> <p>⑧ 両性界面活性剤消毒(0.1%以上の水溶液に 10 分間以上浸す。)</p>
作業着	洗浄済の作業衣を着用すること。(条例 3 条 1 号)
手指消毒	手指の爪は常に短くし、客 1 人ごとに手指を消毒すること。(条例 3 条 2 号)
【理容】顔そり用石けん液 【美容】毛そり用石けん液	客 1 人ごとに新しいものに取り替えること。(条例 3 条 3 号)
その他	衛生上有害となるおそれのない医薬品、化粧品その他これに類するものを使用すること。(条例 3 条 4 号)